



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 9 8 2 0 1 3 年 0 4 月 0 1 日

エチオピア:新商標規則の公告(2)

エチオピア特許庁は旧法の下で出願された商標の再登録手続きを開始しました。旧法の下で、つまり 2006 年 7 月 7 日前に出願された商標は再登録しなければならず、2006 年 7 月 7 日と 2012 年 12 月 24 日の間に出願された商標は補正の対象となります。

エチオピア特許庁は駆け込み出願の混雑を避けるために、再登録手続きの日程について以下のガイドラインを発表しました。かかる日程は目安であり、現行の期限である 2014 年 6 月 18 日前まで再登録を行うことができます。

登録番号	再登録申請期間
0001~0400	2013 年 3 月 25 日~2013 年 4 月 23 日
0401~0800	2013 年 4 月 24 日~2013 年 5 月 23 日
0801~1200	2013 年 5 月 24 日~2013 年 6 月 22 日
1201~1600	2013 年 6 月 23 日~2013 年 7 月 22 日
1601~2000	2013 年 7 月 23 日~2013 年 8 月 21 日
2001~2400	2013 年 8 月 22 日~2013 年 9 月 20 日
2401~2800	2013 年 9 月 21 日~2013 年 10 月 20 日
2801~3200	2013 年 10 月 21 日~2013 年 11 月 19 日
3201~3600	2013 年 11 月 20 日~2013 年 12 月 19 日
3601~4000	2013 年 12 月 20 日~2014 年 1 月 18 日
4001~4400	2014 年 1 月 19 日~2014 年 2 月 18 日
4401~4800	2014 年 2 月 19 日~2014 年 3 月 20 日
4801~5200	2014 年 3 月 21 日~2014 年 4 月 19 日
5201~5600	2014 年 4 月 20 日~2014 年 5 月 19 日
5601~5900	2014 年 5 月 20 日~2014 年 6 月 18 日

登録番号が 5901 以上の商標は存続期間を 6 年から 7 年へ補正する対象となります。補正手続きは再登

録の手続きが完了するまで開始されません。

商標が最初に登録された時の書類がエチオピア特許庁にあれば、再登録手続きに必要な書類はありませんが、それらの書類が見つからない場合は以下の書類の提出が必要になります。

1. 委任状(要領事認証)
2. 会社登記簿謄本(要公証)

会社登記簿謄本・抄本が提出できない場合は、本国登録証明書の提出が必要になります。エチオピア特許庁が既に提出した書類をどれほど保管しているか不明ですが、多くの場合、新たに上記書類の提出が必要になるものと思われます。

再登録の申請をすれば、その申請日が再登録日となり、その日から 7 年毎に更新することができます。

再登録の公告はアムハラ語の新聞に掲載されますが、英字紙での公告は任意となります。

当方の依頼人には個別に再登録のご案内を致します。

(情報提供:LYSAGHT & CO.)